## 国有林間伐・再造林推進コンクールの概要

#### 1 目的

国有林間伐・再造林推進コンクールは、国有林野事業における間伐、主伐・再造林又は 立木販売を対象に、法令の遵守、安全確保の取組及び担い手の育成に積極的に取り組むと ともに、生産性の向上や生産コストの低減を達成した優れた事例を表彰し、公表すること により、間伐の一層の効率化、再造林コストの低減等の具体的な取組を示し、その取組を 民有林も含めて広く普及していくことを目的とする。

### 2 対象部門

### (1) 搬出間伐部門

保育間伐活用型のうち、車両系作業システム又は架線系作業システムによる搬出間伐を主体とした事例を対象とする。

## (2) 主伐・再造林部門

誘導伐等のうち、伐採から植栽までを一体的に実施した「一貫作業システム」による 事例を対象とする。

## (3) 立木販売部門

立木販売箇所のうち、搬出間伐又は伐採から植栽までを一体的に実施した事例を対象とする。

### 3 募集の対象事例

北海道森林管理局管内の国有林野事業において、令和2年度又は令和3年度に実施された請負事業及び立木販売とし、請負事業にあっては完了検査を、立木販売にあっては跡地 検査を完了したものとする。

## 4 表彰の区分

## (1) 林野庁長官賞

ア 最優秀賞:1点

ただし、相当するものがない場合は、この限りではない。

イ 優秀賞:2点又は3点

ただし、相当するものがない場合は、この限りではない。

# 5 表彰の対象者

- (1) 森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長(以下「森林管理署長等」という。)と請負契約を締結し、間伐等を実施した林業事業体
- (2) 森林管理署長等と立木販売契約を締結し、間伐等を実施した林業事業体

### 6 推薦

森林管理局長は、提出のあった応募者について選考委員会の選考を経て、林野庁長官へ 推薦する。

## 7 表彰

林野庁長官は、推薦のあった事例について、審査委員会の審査を経て表彰の区分に示す 賞を決定し、賞状を授与して表彰する。

## 8 事例の普及

推薦された事例についてホームページへの掲載等を通じて、広く普及を図る。